



平成 29 年 7 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 AKIBA ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 下津 弘享
(JASDAQ・コード番号 6840)
問合せ先 取締役管理本部長 五十嵐 英
(TEL. 03-3541-5068)

(訂正)「第 35 回定時株主総会招集等のための基準日設定に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 29 年 7 月 14 日に発表しました、「第 35 回定時株主総会招集等のための基準日設定に関するお知らせ」の記載につきまして、一部訂正すべき事項がありますので、下記のとおりお知らせいたします。
なお、訂正箇所には下線を付して表記しております。

記

<訂正前>

1. 第 35 回定時株主総会の基準日等について

当社は、第 35 回定時株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 29 年 7 月 29 日（土曜日）（ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は、平成 29 年 7 月 28 日（金曜日））を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権の行使および剰余金の配当の対象となる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告を実施することといたします。

- (1) 基準日 平成 29 年 7 月 29 日（土曜日）
- (2) 公告日 平成 29 年 7 月 15 日（土曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

http://www.akiba-holdings.co.jp/topic/ir/public_notice

<訂正後>

1. 第 35 回定時株主総会の基準日等について

当社は、第 35 回定時株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 29 年 7 月 29 日（土曜日）（ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は、平成 29 年 7 月 28 日（金曜日））を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権の行使の対象となる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告を実施することといたします。

- (1) 基準日 平成 29 年 7 月 29 日（土曜日）
- (2) 公告日 平成 29 年 7 月 15 日（土曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

http://www.akiba-holdings.co.jp/topic/ir/public_notice

以 上